
重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホーム神苑

改定記録

版数	年月日	改定内容
第01版	令和01年10月01日	令和元年度介護報酬改定等
第02版	令和02年06月01日	特定処遇加算算定
第03版	令和03年04月01日	令和03年度介護報酬改定
第04版	令和04年07月01日	利用料金(食費/水光熱料金/共益費)改定等
第05版	令和05年01月01日	介護職員等ベースアップ加算
第06版	令和06年04月01日	令和6年度介護報酬改定等
第07版	令和06年08月01日	協力歯科変更
第08版	令和07年02月01日	一部改訂

認知症対応型共同生活介護事業の概要

1. 法人概要

法人名	有限会社 神苑
代表者氏名	代表取締役 神園 研輔
所在地	〒866-0882 熊本県八代市松江本町2番50号
連絡先	TEL:0965-32-5500 FAX:0965-32-5311
建築・延床面積	木造2階建 502.2㎡ ユニット①251.3㎡ ユニット②250.9㎡
居室面積	全室個室 9.14㎡(8室) 9.31㎡(6室) 9.23㎡(2室) 9.35㎡(2室)
共有施設	食堂・居間・風呂・トイレ・洗面所

2. 事業者概要

名称	グループホーム 神苑
代表者氏名	神園 研輔
所在地	〒866-0882 熊本県八代市松江本町2番50号
電話/FAX	TEL:0965-32-5500 FAX:0965-32-5311
介護保険事業者番号	4370201446
利用定員	9名×2ユニット (ユニット名 さくら・すみれ)
管理者氏名	松村 一博・鶴戸 祐里

3. サービス提供時間帯の職員配置 (1ユニット)

時間帯	07時～09時	09時～16時	16時～18時	18時～20時	20時～07時
職員配置数	2～3名	2～4名	2～3名	2～3名	1名

4. 勤務体制

基本勤務	日勤	08:30～18:00
	早出	07:00～16:00
	遅出	11:00～20:00
		*その時の状況及び各ユニットに応じて変動
	夜勤	17:00～9:00

5. 職員体制 (2ユニット)

管理者	各ユニット1名
計画作成担当者	各ユニット1名
介護職	10～11名(各ユニット毎)
資格	介護支援専門員、介護福祉士、介護福祉士実務者、准看護師

6. 利用料金

1	介護保険分ご利用額	介護保険負担割合証で（1割の方・2割の方・3割の方）の負担となります。							
2	要介護度・介護給付費用	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
		749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位		
3	看取り介護加算	72 単位/日（亡くなられた日以前31日～45日以下） 144 単位/日（亡くなられた日以前4日以上30日以下） 680 単位/日（亡くなられた日以前2日又は3日） 1,280 単位/日（亡くなられた日）							
4	初期加算	30 単位/日（入居日から30日以内）							
5	医療連携体制加算	（Ⅰ）ハ 37 単位/日							
6	退去時相談援助加算	400 単位（1人に1回）							
7	認知症専門ケア加算	（Ⅰ）3 単位/日（利用者の状態により発生します）							
		（Ⅱ）4 単位/日（ ” ” ） （ホームの体制により変更になります）							
8	口腔衛生管理体制加算	30 単位/月							
9	サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）22 単位/日							
		（Ⅱ）18 単位/日 （Ⅲ）6 単位/日 （ホームの体制により変更になります）							
10	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	ご利用された項番2)から9)の加算単位の合計に18.6%を乗じた数							
11	家賃	日額 1,500 円							
		① 途中入退所の場合は日割り計算となります。 ② 入居中の外泊や入院等による不在の場合、減額いたしません。							
12	水光熱費（電気、ガス、水道）、燃料費	日額 550 円							
		① 途中入退所の場合は日割り計算となります。 ② 入居中の外泊や入院等による不在の場合は、基本料を請求いたします。							
		基本料			従量料				
		100 円			450 円				
13	共益費	月額 500 円 （建物にかかる軽微な保守費用、及び、建物に付随する空調、電気、給排水設備等の保守費用）							
14	食材料費	日額 1,700 円							
		① 食に関する一切の経費（食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食など）です。 ② 外泊や入院等により、不要な場合は、3日前までにお知らせいただければ請求致しません。							
		朝食		昼食		おやつ		夕食	
		400 円		550 円		200		550 円	

7. その他の料金

1	実費負担 (預り金)	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療費全般 ② 日用品 (衣類、履物、雑貨、化粧品、歯ブラシなど) ③ 居室で使用する調度品 (カーテン、絨毯、家具類、寝具、電化製品など) ④ 個人に必要な機器具 (介護器具、車椅子、ポータブルトイレなど) ⑤ レクリエーション費 (交通費、入場料など) ⑥ その他、上記に含まれない、個人のために供する物品等
2	理美容代	2,000 円/回にて ホームにおいて訪問理容をご利用いただけます。
3	排泄用品	ホームにおいて業者発注承ります。 パンツタイプ・・・1,200 円～1,500 円 テープタイプ・・・2,000 円～2,500 円 尿とりパッド・・・750 円～2,000 円 紙パンツ用パッド・・・880 円～1,200 円 おしりふき・・・370 円～500 円 尿ケア・・・600 円～800 円
4	料金改定	介護保険の改正に伴う料金改定や、物価上昇による経営上の理由により、利用料金の改定もありえます。
5	居室補修費	居室補修費として入居時 100,000 円をお預かりし、退去時に精算となります。
6	帳簿閲覧	食材料費・水光熱費に関する帳簿は、利用者及び家族の申し出により閲覧することができます。

8. 利用料金等の請求及び支払い方法

請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ② 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者宛てにお届けします。
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 請求月の 20 日までに、下記の方法によりお支払いください。 ② 自動口座引き落とし

9. 協力医療機関

協力医療機関名	診療科目	連絡先
八代病院	精神科	電話：0965-37-0317 熊本県八代市郡築一番町 179
やまだ歯科	歯科	電話：0965-37-6664 熊本県八代市日置町 160-3
久原内科	内科、消化器科	電話：0965-32-2218 熊本県八代市植柳元町 5540-1

10. 看護師の業務委託

看護師業務委託先	訪問看護ステーション けいじん
連絡先	電話：0965-31-5763 熊本県八代市海士江町 2817
業務委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 看護師による 24 時間 365 日対応の連絡体制を確保 ② 1 ユニットにつき、週 1 回、2 時間の定期的訪問を実施 ③ 利用者に対する日常的な健康管理 ④ 医療ニーズを有する利用者が可能な限り事業所で療養生活を継続できるような必要な支援 ⑤ 通常時及び特に利用者の状態悪化における医療機関（主治医）との連絡・調整 ⑥ 状態悪化の早期発見や注意ポイントの助言 ⑦ 看取りに関する本人および家族との話し合いや意志確認方法等の指針整備 ⑧ 記録の整備

11. 入居の手続き

利用者申し込み	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護認定審査会において要介護認定区分が要介護状態にあると審査判定された方で、居宅のケアプランに基づき、当事業所を必要とする方が利用できます。 ② 利用申し込みの受付は、事業所の管理者が直接行います。 ③ グループホームにて、利用のご説明、施設見学をしていただき、ご家族の方とご本人の選択を尊重し、ご家族・ご本人で十分に検討をしていただきます。 ④ 必要な書類は、利用申込書、診療情報提供書・認知症の診断書等です。
事前面談	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用を希望した方の事前面談を行います。 ② 事前面談にて、本人の状況を確認します。 ③ 契約事項や重要事項の説明を行ない、利用の意思確認を行います。
入居の判断	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居決定の基準は、本人の心身の状態、家族介護の状況、当グループホーム設備・職員配置上における対応可否、空室保証における可否、他の利用者との関連などと併せて、医療機関からの助言に照らし合わせ、総合的に判断をします。
入居決定	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居決定をお知らせします。 ② 荷物搬入日は自由とし、入居日を相談の上決めます。 ③ 複数の居室が空室の場合、入居する居室は、入居者の心身の状況・共同生活を考慮し、当グループホームから相談させて頂く場合があります。

12. 退去の手続き

退去の対象事項	<p>利用契約書第 12 条、第 14 条により契約の終了事由が発生した場合、次の手順となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じて判定会議を開き退居の判断を行います。 ② 判定会議は、管理者、介護支援専門員、計画作成担当者、かかりつけ医師（意見書）で構成し、判定の通知は管理者が行ないます。 ③ 退去先については、利用者及び利用者の家族、管理者もしくは介護支援専門員との間で協議を行ない速やかに検討します。その検討結果について三者が共同して作業に当たります。
---------	--

	<p>④ 退去先が決まり次第、退居日を決定します。荷物の搬出、居室の清掃など現状復帰は、利用者及び家族が行ないます。</p> <p>⑤ 居室清掃の基本料として、入居後半年～1年未満時5,000円、1年経過以降15,000円を頂きます。</p> <p>⑥ 居室補修費・利用料金・預り金等の清算は、原則、退居日に現金で行なうこととします。</p>
--	---

1.3. 運営の基本事項

<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針 ・サービスの提供に関する基本的な考え方 ・利用の留意事項および禁止事項 	重要事項説明書 別添書1 (運営基本方針)
<ul style="list-style-type: none"> ・便宜的な金品等の預かりに関すること 	重要事項説明書 別添書2 (利用者預かり金等取り扱い規定)
<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理について 	重要事項説明書 別添書3 (利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要)

1.4. 問合せ先

<p>グループホーム神苑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決者：神園研輔 ・苦情受付担当者：松村 一博・鶴戸 祐里 ・電話：0965-32-5500 ・受付時間：09時00分～17時00分 	<p>熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：熊本市東区健軍2丁目4-10 ・電話：096-365-0329 ・受付時間：09時00分～17時00分
<p>八代市役所 健康福祉部 介護保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：熊本県八代市松江城町1-25 ・電話：0965-32-1175 	<p>熊本県社会福祉協議会 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：熊本市中央区南千反畑町3番7号 ・電話：096-324-5454 ・受付時間：09時00分～17時00分

1.5. 認知症対応型共同生活介護の計画

<p>認知症対応型共同生活介護の計画について</p>	<p>介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活を送ることができるよう支援するものです。</p> <p>① 事業所の管理者もしくは計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者及び利用者の家族と協議のうえ、認知症対応型共同生活介護の計画を定めます。</p> <p>② 計画の内容は、書面に記載して利用者及び利用者の家族に説明し、同意を得るものとします。</p>
<p>サービス提供に関する記録について</p>	<p>① サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。</p> <p>② 利用者又は利用者の家族は、その記録の閲覧が可能です。</p> <p>③ 複写の交付については、実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円</p>

1 6. 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。</p> <p>② この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従業者に対する秘密の保持について	<p>就業規則は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。</p> <p>① 秘密保持の義務規定に違反した場合は、懲戒の罰則規定を設けています。</p> <p>② 従業者は、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者及びその従業者は、利用者及びその家族の代表からあらかじめ文書で同意を得ない限り、施設内・外での情報収集・提供等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者及びその従業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

1 7. 非常災害時の対応

非常災害対策	<p>消防法により届け出た消防計画に基づき、次の通りとします。</p> <p>① 防火管理者が、非常災害用品の整備、非常食の備蓄、定期点検、防災訓練を行ない、緊急時の体制を定めます。</p> <p>② 業務継続計画に基づいて、次のとおりとします。</p> <p>介護担当者は、利用者が生命・身体を損なうことがないように業務資源の備蓄、非常時の消費制限、業務内容の適切な調整を行います。</p> <p>管理部門は、通常業務への速やかな復帰のために、原手段の復帰あるいは代替手段の模索を行います。</p> <p>業務継続計画発動時は、当社施設から避難を余儀なくされる可能性を常に警戒します。</p>
--------	---

1 8. 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	<p>① 事業所が利用者に対して行う介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>② 事業所が利用者に対して、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>③ 事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	<p>① 利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡いたします。</p> <p>② 病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することもあります。</p>

1 9. 高齢者虐待防止

高齢者虐待防止の取り組み	<p>① 事業者及びその従業者は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を行いません。</p>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ② 事業者及びその従業者は、従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報します。 ③ 事業者は、従業者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従業者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じます。 ④ 事業所は、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ります。 ⑤ 高齢者虐待のための指針を整備します。 ⑥ 介護従業者その他の従業者に対し、高齢者虐待防止身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上・新規採用時）に実施します。
--	---

20. 身体的拘束等の適正化

身体的拘束適正化検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体的拘束適正化検討委員会）を2ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ります。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。 ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上・新規採用時）に実施します。
---------------	--

21. 自己評価及び第三者評価の実施

自己評価及び運営推進会議における評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の事業者は、地域密着型サービスの適正化について自己評価を行います。 ② 運営推進会議において、当事業所のサービスの適正化について評価を受け、それらの結果をホームページ等で公表いたします。
実施回数	年1回
第三者評価の実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

22. 諸会議

管理者会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理者会議は、毎月1回開催します。 ② 管理者が集まり、意見交換を行います。
カンファレンス	<ul style="list-style-type: none"> ① カンファレンスは、毎月1回開催します。 ② ユニット毎の従業者が集まり、各利用者のケアについて話し合います。
運営推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、運営推進会議を設置し、2ヶ月に1回以上開催します。 ② 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、市町村の職員、地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成されます。 ③ 運営推進会議において、事業所から利用者の状況及び活動状況等を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

(重要事項説明の日)

令和 年 月 日

重要事項説明書について、利用者に説明を行いました。

所在地：熊本県八代市松江本町2番50号

法人名：有限会社 神苑

代表者氏名：代表取締役 神園 研輔 印

事業所名：グループホーム神苑

重要事項説明書の説明者

役 職：管理者

氏 名： 印

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し重要事項説明書の
交付を受けました

利用者住所：

氏 名： 印

代 筆 者：

(本人との続柄)

代理人住所：

氏 名： 印

(利用者との続柄)